

# 仕様書

## 1 件名

E T Cカードの使用に関する請負契約

## 2 業務の内容

東北農政局土地改良技術事務所をE T Cカード（以下「カード」という。）の法人会員に入会させ、当事務所からの申請によりカードを発行及び貸与し、当事務所が所有する車両等が有料道路をカードを使用して通行した実績に基づき請求を行う。

## 3 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで  
（ただし、本業務期間は60か月を予定している。）

## 4 法人会員

東北農政局土地改良技術事務所

## 5 利用台数

9台（増減の可能性あり）

## 6 年会費及び発行手数料（再発行を含む。）

無料とする。

## 7 カードの発行にかかる条件

カード発行の申込みを受理した後、おおむね2週間程度でカードを発行すること。

## 8 請求書方法

- (1) カード使用后、加盟店（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社）からの売上票が届き次第速やかに請求に係る事務を処理し、E T C使用月（1日から当該月の末日まで）で締め、翌月請求で対応すること。
- (2) 令和5年3月分（3月1日～31日使用分）については、翌月20日までに請求を行うこと。

## 9 留意事項

- (1) カードの発行（入会）、再発行、退会等の手続きに要する手数料は支払わない。
- (2) 業務上の都合により定められた事項を変更する必要がある場合、協議の上柔軟に対応すること。